



私たちは、交通事故の根絶を期して
交通安全の実現に寄与するとともに
交通遺児およびその家族の救済、
福利厚生への援助ならびに
これに関連のある諸制度の改善を
図ることを目的とした会です。



交通遺児とは、道路上(踏切道を含む)
自動車の運行によって生じた交通事故により
両方又は片方の保護者が死亡した
場合における未就学児、児童および
生徒です。

※片親の再婚等により両親を得た者を除く

未登録の方は ぜひご登録ください

援護資金のご寄付を受け付けています。
ご寄付は、寄付金控除の対象となり、
税法上の優遇措置を受けることができます。

福岡銀行お振込のときは

- ◎ 振込先 福岡銀行 天神町支店
- ◎ 口座番号 普通預金 118681
- ◎ 名義人 (社)福岡県交通遺児を支える会
会長 長 裕海

西日本シティ銀行お振込のときは

- ◎ 振込先 西日本シティ銀行 天神北支店
- ◎ 口座番号 普通預金 0034741
- ◎ 名義人 (社)福岡県交通遺児を支える会
会長 長 裕海



公益社団法人 福岡県交通遺児を支える会

設立/1969年(昭和44年)12月23日

●本部:福岡 ●支部:北九州・筑豊・筑後

〒810-0001 福岡市中央区天神5丁目5番8号 福桜ビル4階C号

TEL・FAX 092-781-4314

HP <http://koutsuiji.jp>



交通遺児に希望のエアールを



公益社団法人
福岡県交通遺児を支える会